

岩手大学エックス線障害防止規則

(平成22年2月18日制定)

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員安全衛生管理規則及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する放射線のうち、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離規則」という。）及び獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号。以下「施行規則」という。）に定めるエックス線に関して安全管理を定め、エックス線障害の発生を防止し、安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において用いる用語の定義は、次の各号に定めるもののほか、電離規則及び施行規則その他関連法令の定めるところによる。

- 一 「エックス線装置」とは、岩手大学において使用される定格管電圧が10キロボルト以上かつ100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を発生させる装置であり、教育研究用に使用する工業用エックス線装置及び診断治療に用いる医療用エックス線装置をいう。
- 二 「管理区域」とは、法令の定めるところによるもののほか、エックス線障害の発生を未然に防ぐために必要な立ち入り制限区域をいう。

(安全管理体制)

第3条 エックス線装置に係る安全管理の体制は、国立大学法人岩手大学職員安全衛生管理規則に定める安全衛生管理体制とする。

- 2 エックス線装置が部局等の附属施設に設置されている場合には、当該施設の長を安全衛生管理者の下に加える。

(管理区域の設定)

第4条 安全衛生管理者又は前条第2項に定める施設の長は、法令の定めによるほか、管理区域の設定が必要とされる場合には、エックス線装置に管理区域を設定し、これを明示しなければならない。

(安全衛生管理者の職務)

第5条 安全衛生管理者は、部局等のエックス線装置に関して必要とされる措置を講ずるものとする。

- 2 安全衛生管理者は、前条に基づき設定した管理区域にあるエックス線装置の使用・管理等に関する規則を、関連法令に従って定めなければならない。

(エックス線装置の管理責任者)

第6条 安全衛生管理者又は第3条第2項に定める施設の長は、管理区域を設定したエックス線装置について、エックス線障害の発生防止に関する業務を処理し、作業従事者等の指導監督を行うため、管理責任者を配置しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、安全衛生委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規則は、平成22年2月18日から施行する。